

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）	1
【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第二条関係）	5
【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第三条関係）	13
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）	38
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十条関係）	39
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十一条関係）	40
【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】	
○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係）	41
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）（抄）（附則第十三条関係）	42
【平成三十二年四月一日施行】	
○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第十四条関係）	43
【平成三十二年四月一日施行】	

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第一条関係）

【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 特定給食施設</p> <p>（削る。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理（第二十条―第二十四条）</p> <p>第二節 受動喫煙の防止（第二十五条）</p> <p>第六章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第七章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第八章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>第五章 特定給食施設等</p> <p>第一節 特定給食施設における栄養管理</p>

第二十条～第二十四条 (略)

(削る。)

第六章 受動喫煙防止

(国及び地方公共団体の責務)

第二十五条 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることがで

第二十条～第二十四条 (略)

第二節 受動喫煙の防止

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

きる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。

三 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の五 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(受動喫煙に関する調査研究)

(新設)

(新設)

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条の六 国は、受動喫煙に関する調査研究その他の受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めなければならない。

第七章 特別用途表示等

第八章 雑則

第九章 罰則

(新設)

第六章 特別用途表示等

第七章 雑則

第八章 罰則

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）（抄）（第二条関係）

【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p> <u>第一節 総則（第二十五条―第二十五条の四）</u></p> <p> <u>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）</u></p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p> 第六章 受動喫煙防止</p> <p> <u>第一節 総則</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 <u>受動喫煙防止（第二十五条―第二十五条の六）</u></p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p> 第六章 受動喫煙防止</p> <p> （新設）</p>

第二十五条 (略)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下この章において同じ。)の管理権原者(施設の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。)その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

第二十五条 (略)

(関係者の協力)

第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設(敷地を含む。次条第二項及び第二十五条の五において同じ。)を管理する者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(喫煙をする際の配慮義務等)

第二十五条の三 何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙をすることができるところを定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

(定義)

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 (略)

(新設)

イ 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 喫煙関連研究場所 たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る。）の用に供する場所をいう。

（削る。）

第二節 受動喫煙を防止するための措置

（特定施設における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下こ

（新設）

（新設）

（多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止）

第二十五条の五 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（新設）

（新設）

の節において「喫煙禁止場所」という。)で喫煙をしてはならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

(新設)

(新設)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二

十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供
することができず、当該器具又は設備の撤去その他当該器具
又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措
置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管
理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その
旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の
管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当
該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をと
るべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限
度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫
煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備
の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し
報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の
実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは
関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を
示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの

(新設)

(新設)

と解釈してはならない。

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるものの

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所(当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。)については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十五条の十二 (略)

(経過措置)

(新設)

(新設)

第二十五条の六 (略)

第二十五条の十三 この章の規定に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 特別用途表示等

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第九章 罰則

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

（新設）

第七章 特別用途表示等

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第九章 罰則

第四十条 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。
(新設)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則（第二十五条―第二十八条）</p> <p>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十九条―第四十二条）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第四十三条―第六十七条）</p> <p>第八章 雑則（第六十八条・第六十九条）</p> <p>第九章 罰則（第七十条―第七十八条）</p> <p>附則</p> <p>（関係者の協力）</p> <p>第二十六条 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 基本方針等（第七条―第九条）</p> <p>第三章 国民健康・栄養調査等（第十条―第十六条の二）</p> <p>第四章 保健指導等（第十七条―第十九条の四）</p> <p>第五章 特定給食施設（第二十条―第二十四条）</p> <p>第六章 受動喫煙防止</p> <p>第一節 総則（第二十五条―第二十五条の四）</p> <p>第二節 受動喫煙を防止するための措置（第二十五条の五―第二十五条の十三）</p> <p>第七章 特別用途表示等（第二十六条―第三十三条）</p> <p>第八章 雑則（第三十四条・第三十五条）</p> <p>第九章 罰則（第三十六条―第四十二条）</p> <p>附則</p> <p>（関係者の協力）</p> <p>第二十五条の二 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）の管理権原者（施設</p> <p>の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ</p>

権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十七条 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十八条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号及び次節において同じ。）を発生させることをいう。
- 三 （略）

- 四 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

。その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（喫煙をする際の配慮義務等）

第二十五条の三 何人も、特定施設の第二十五条の五第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

2 多数の者が利用する施設の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

（定義）

第二十五条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （略）
- 二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。次号において同じ。）を発生させることをいう。
- 三 （略）

- 四 特定施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

(削る。)

(削る。)

五| 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

イ| 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ| 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

六| 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七| 喫煙目的施設 多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。

八| 旅客運送事業自動車等 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機、旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶をいう。

九| 旅客運送事業自動車 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

十| 旅客運送事業航空機 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者（旅客の運送を行うものに限

イ| 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ| 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する航空機をいう。

十一 旅客運送事業鉄道等車両 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）及び索道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）並びに軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両又は搬器をいう。

十二 旅客運送事業船舶 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）による船舶運航事業者（旅客の運送を行うものに限る。）が旅客の運送を行うためその事業の用に供する船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶に限る。）をいう。

十三 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

十四 （略）

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十九条 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

（新設）

（新設）

五 特定屋外喫煙場所 特定施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該特定施設の管理権原者によつて区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

六 （略）

（特定施設等における喫煙の禁止等）

第二十五条の五 何人も、正当な理由がなくて、特定施設においては、特定屋外喫煙場所及び喫煙関連研究場所以外の場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一| 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ| 特定屋外喫煙場所

ロ| 喫煙関連研究場所

二| 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ| 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ| 喫煙関連研究場所

三| 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四| 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五| 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条

第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設等の管理権原者等の責務)

第三十条 特定施設等の管理権原者等(管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。

)は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 (略)

3| 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

(特定施設の管理権原者等の責務)

第二十五条の六 特定施設の管理権原者等(管理権原者及び施設の管理者をいう。以下この節において同じ。)は、当該特定施設の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

2 (略)

(新設)

4 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

第三十一条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができるときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(喫煙専用室)

3 前項に定めるもののほか、特定施設の管理権原者等は、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

(特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言)

第二十五条の七 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

(特定施設の管理権原者等に対する勧告、命令等)

第二十五条の八 都道府県知事は、特定施設の管理権原者等が第二十五条の六第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができるときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三十三条 第二種施設等（第二種施設並びに旅客運送事業鉄道等

車両及び旅客運送事業船舶をいう。以下この条及び第三十七条第一項第一号において同じ。）の管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる。

2| 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により当該第二種施設等の基準適合室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室標識」という。）を掲示しなければならない。

一| 当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二| 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三| その他厚生労働省令で定める事項

3| 第二種施設等の管理権原者は、前項の規定により喫煙専用室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙専用室設置施設等標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙専用室設置施設等標識が掲示されている場合は、この限りでない。

（新設）

一 喫煙専用室（前項の規定により喫煙専用室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）が設置されている旨

二 その他厚生労働省令で定める事項

4 喫煙専用室が設置されている第二種施設等（以下この節において「喫煙専用室設置施設等」という。）の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

5 喫煙専用室設置施設等の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室に立ち入らせてはならない。

6 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととし、そうときは、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識を除去しなければならない。

7 喫煙専用室設置施設等の管理権原者は、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の場所を専ら喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、直ちに、当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を除去しなければならない。

（喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十四条 都道府県知事は、喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準

（新設）

に適合しなくなったと認めるときは、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識（喫煙専用室設置施設等に複数の喫煙専用室が設置されている場合にあつては、当該喫煙専用室設置施設等の全ての喫煙専用室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなったと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（喫煙目的室）

第三十五条 喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所であつて、構造及び設備がその室外の場所（特定施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室（次項及び第三項第一号において「基準適合室」という。）の場所を喫煙をすることができる場所として

（新設）

定めることができる。

2| 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により当該喫煙目的施設の基準適合室の場所を喫煙をすることができる場所として定めようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所の出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室標識」という。）を掲示しなければならぬ。

一| 当該場所が喫煙を目的とする場所である旨

二| 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

三| その他厚生労働省令で定める事項

3| 喫煙目的施設の管理権原者は、前項の規定により喫煙目的室標識を掲示したときは、厚生労働省令で定めるところにより、直ちに、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、次に掲げる事項を記載した標識（以下この節において「喫煙目的室設置施設標識」という。）を掲示しなければならない。ただし、当該喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に、既に喫煙目的室設置施設標識が掲示されている場合は、この限りでない。

一| 喫煙目的室（前項の規定により喫煙目的室標識が掲示されている基準適合室をいう。以下この条及び次条において同じ。）が設置されている旨

二| その他厚生労働省令で定める事項

4| 喫煙目的室が設置されている喫煙目的施設（以下この節において「喫煙目的室設置施設」という。）の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設が第二十八条第七号の政令で定める要件を満たすように維持しなければならない。

5 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造及び設備を第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

6 喫煙目的室設置施設（喫煙目的室において客に飲食をさせる営業が行われる施設その他の政令で定める施設に限る。以下この項及び第八項において同じ。）の管理権原者は、帳簿を備え、当該喫煙目的室設置施設の第二十八条第七号の政令で定める要件に関し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

7 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、二十歳未満の者を当該喫煙目的室設置施設の喫煙目的室に立ち入らせてはならない。

8 喫煙目的室設置施設の管理権原者等は、当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならない。

9 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしようとするときは、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識を除去しなければならない。

10 喫煙目的室設置施設の管理権原者は、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の場所を喫煙をすることができる場所としな
いこととしたときは、直ちに、当該喫煙目的室設置施設において
掲示された喫煙目的室設置施設標識を除去しなければならない。

（喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等）

第三十六条 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第二十八条第

七号の政令で定める要件を満たしていないと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が前条第一項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識（喫煙目的室設置施設に複数の喫煙目的室が設置されている場合にあつては、当該喫煙目的室設置施設の全ての喫煙目的室の構造又は設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなつたと認めるときに限る。）を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が同項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとら

（新設）

なかつたときは、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(標識の使用制限)

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、特定施設等において喫煙専用室標識、喫煙専用室設置施設等標識、喫煙目的室標識若しくは喫煙目的室設置施設標識（以下この条において「喫煙専用室標識等」と総称する。）又は喫煙専用室標識等に類似する標識を掲示してはならない。

一 第二種施設等の管理権原者が第三十三条第二項の規定により喫煙専用室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を掲示する場合

二 喫煙目的施設の管理権原者が第三十五条第二項の規定により喫煙目的室標識を掲示する場合又は同条第三項の規定により喫煙目的室設置施設標識を掲示する場合

2 何人も、次に掲げる場合を除き、喫煙専用室標識等を除去し、又は汚損その他喫煙専用室標識等の識別を困難にする行為をしてはならない。

一 喫煙専用室設置施設等の管理権原者が第三十三条第六項の規定により喫煙専用室標識を除去する場合、同条第七項の規定により喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合又は第三十四条第一項の規定による勧告若しくは同条第三項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙専用室標識及び喫煙専用室設置施設等標識を除去する場合

二 喫煙目的室設置施設の管理権原者が第三十五条第九項の規定

(新設)

により喫煙目的室標識を除去する場合、同条第十項の規定により喫煙目的室設置施設標識を除去する場合又は前条第一項若しくは第二項の規定による勧告若しくは同条第四項の規定に基づく命令に係る措置として喫煙目的室標識及び喫煙目的室設置施設標識を除去する場合

(立入検査等)

第三十八条 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(適用関係)

第三十九条 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第一種施設の場所としてこの章の規定を適用する。

2 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所において現に運行している旅客運送事業自動車の内部の場所については、旅客運送事業自動車に関するこの章の規定を適用する。

3 旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所について

(立入検査等)

第二十五条の九 都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、特定施設等に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

(新設)

は、旅客運送事業自動車の場所又は旅客運送事業航空機の場所としてこの章の規定を適用する。

4 旅客運送事業鉄道等車両の場所又は旅客運送事業船舶の場所に特定施設に該当する場所がある場合においては、当該場所については、特定施設の場所としてこの章の規定を適用する。

5 特定施設の場所において現に運行している旅客運送事業自動車等の内部の場所については、旅客運送事業自動車等に関するこの章の規定を適用する。

(削る。)

(適用除外)

第四十条 次に掲げる場所については、この節の規定(第三十条第四項及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所(次号に掲げる場所を除く。)

二 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する旅館業の施設の客室の場所(同条第三項に規定する簡易宿所営業の施設及び同条第四項に規定する下宿営業の施設の客室(個室を除く。))の場所を除く。

三 その他前二号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定める

(多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止)

第二十五条の十 多数の者が利用する施設(特定施設を除く。)の管理権原者等は、当該施設を利用する者について、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(適用除外)

第二十五条の十一 次に掲げる場所については、この節の規定(第二十五条の六第三項、前条及びこの条の規定を除く。以下この条において同じ。)は、適用しない。

一 人の居住の用に供する場所

(新設)

二 その他前号に掲げる場所に準ずる場所として政令で定めるも

もの

2 特定施設等の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設等の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設等の場所において一般自動車等（旅客運送事業自動車等以外の自動車、航空機、鉄道車両又は船舶をいう。）が現に運行している場合における当該一般自動車等の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第四十一条・第四十二条（略）

第七章 特別用途表示等

第四十三条・第四十四条（略）

（欠格条項）

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する法人は、第四十三条第三項の登録を受けることができない。

一（略）

二 第五十五条の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人

三 第五十五条の規定による登録の取消しの日前三十日以内における取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつて

の

2 特定施設の場所に前項各号に掲げる場所に該当する場所がある場合においては、当該特定施設の場所（当該同項各号に掲げる場所に該当する場所に限る。）については、この節の規定は、適用しない。

3 特定施設の場所において現に運行している自動車の内部の場所については、この節の規定は、適用しない。

第二十五条の十二・第二十五条の十三（略）

第七章 特別用途表示等

第二十六条・第二十六条の二（略）

（欠格条項）

第二十六条の三 次の各号のいずれかに該当する法人は、第二十六条第三項の登録を受けることができない。

一（略）

二 第二十六条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

三 第二十六条の十三の規定による登録の取消しの日前三十日以内における取消しに係る法人の業務を行う役員であった者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつて

いる法人

(登録の基準)

第四十六条 内閣総理大臣は、第四十四条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、第四十三条第一項若しくは第六十三条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第五十二条第二項において「特別用途食品営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イゝハ (略)

2 (略)

第四十七条〜第五十一条 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十二条 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、

なっている法人

(登録の基準)

第二十六条の四 内閣総理大臣は、第二十六条の二の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一・二 (略)

三 登録申請者が、第二十六条第一項若しくは第二十九条第一項の規定により許可若しくは承認を受けなければならないこととされる食品を製造し、輸入し、又は販売する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第八項に規定する営業者(以下この号及び第二十六条の十第二項において「特別用途食品営業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イゝハ (略)

2 (略)

第二十六条の五〜第二十六条の九 (略)

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十六条の十 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方

磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第七十八條第三号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第五十三條 (略)

(適合命令)

第五十四條 内閣総理大臣は、登録試験機関が第四十六條第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十五條 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四十五條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第四十八條、第四十九條、第五十一條、第五十二條第一項又は次條の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第五十二條第二項各号の規定による請

式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十二條第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 (略)

第二十六條の十一 (略)

(適合命令)

第二十六條の十二 内閣総理大臣は、登録試験機関が第二十六條の四第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十六條の十三 内閣総理大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて許可試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十六條の三第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第二十六條の六、第二十六條の七、第二十六條の九、第二十六條の十第一項又は次條の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十六條の十第二項各号の規定によ

求を拒んだとき。

四 第五十条第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第五十条第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第四十三条第三項の登録（第四十七条第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

第五十六条～第五十九条（略）

（公示）

第六十条 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第四十三条第三項の登録をしたとき。

二 第四十七条第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失ったとき。

三 第四十九条の規定による届出があったとき。

四 第五十一条の規定による許可をしたとき。

五 第五十五条の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

第六十一条（略）

（特別用途表示の許可の取消し）

第六十二条 内閣総理大臣は、第四十三条第一項の許可を受けた者

る請求を拒んだとき。

四 第二十六条の八第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで許可試験を行ったとき。

五 第二十六条の八第三項又は前条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により第二十六条第三項の登録（第二十六条の五第一項の登録の更新を含む。）を受けたとき。

第二十六条の十四～第二十六条の十七（略）

（公示）

第二十六条の十八 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十六条第三項の登録をしたとき。

二 第二十六条の五第一項の規定により登録試験機関の登録がその効力を失ったとき。

三 第二十六条の七の規定による届出があったとき。

四 第二十六条の九の規定による許可をしたとき。

五 第二十六条の十三の規定により登録試験機関の登録を取り消し、又は許可試験の業務の停止を命じたとき。

第二十七条（略）

（特別用途表示の許可の取消し）

第二十八条 内閣総理大臣は、第二十六条第一項の許可を受けた者

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第四十三条第六項の規定に違反したとき。
- 二・三 (略)

(特別用途表示の承認)

第六十三条 (略)

2 第四十三条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第六十一条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第六十一条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第六十四条 本邦において販売に供する食品であつて、第四十三条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第四十三条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第七十二条第二号の規定を適用する。

第六十五条 (略)

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- 一 第二十六条第六項の規定に違反したとき。
- 二・三 (略)

(特別用途表示の承認)

第二十九条 (略)

2 第二十六条第二項から第七項まで及び前条の規定は前項の承認について、第二十七条の規定は同項の承認に係る食品について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項中「製造施設、貯蔵施設」とあるのは「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」と読み替えるものとする。

(特別用途表示がされた食品の輸入の許可)

第三十条 本邦において販売に供する食品であつて、第二十六条第一項の規定による許可又は前条第一項の規定による承認を受けずに特別用途表示がされたものを輸入しようとする者については、その者を第二十六条第一項に規定する特別用途表示をしようとする者とみなして、同条及び第三十七条第二号の規定を適用する。

第三十一条 (略)

(勧告等)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 第六十一条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第六十三条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 (略)

(再審査請求等)

第六十七条 第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(勧告等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康増進効果等についての表示がされたもの(特別用途食品及び第二十九条第一項の承認を受けた食品を除く。)について準用する。

4 (略)

(再審査請求等)

第三十三条 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 保健所を設置する市又は特別区の長が第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第八章 雑則

(事務の区分)

第六十八条 第十条第三項、第十一条第一項、第四十三条第二項及び第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十九条 (略)

第九章 罰則

第七十条 (略)

2 (略)

3 第五十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第五十五条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第六十六条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八章 雑則

(事務の区分)

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十五条 (略)

第九章 罰則

第三十六条 (略)

2 (略)

3 第二十六条の十一第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 第二十六条の十三の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条の二 第三十二条第二項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第四十三条第一項の規定に違反した者
- 三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十三条 次に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十一条の規定による許可を受けしないで、許可試験の業務を廃止したとき。
- 二 第五十六条の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第五十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第五十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第六十一条第一項(第六十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第二十六条の十五第二項の規定による命令に違反した者

第三十七条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした登録試験機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条の九の規定による許可を受けしないで、許可試験の業務を廃止したとき。
- 二 第二十六条の十四の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
- 三 第二十六条の十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第二十六条の十七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
- 二 第二十七条第一項(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十二条第三項、第三十四条第三項又は第三十六条第四項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第三項、第三十五条第三項又は第三十七条の規定に違反した者

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十九条第二項の規定に基づく命令に違反した者
- 二 第三十三条第七項又は第三十五条第十項の規定に違反した者

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十五条第六項の規定による帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

二 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第四十条 第二十五条の八第三項の規定に基づく命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

第四十一条 第二十五条の五第二項の規定に基づく命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第二十五条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、

若しくは虚偽の答弁をした者

三| 第五十二条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表 (第四十六条関係)

(略)

(略)

(略)

ず、若しくは虚偽の答弁をした者

二| 第二十六条の十第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

別表 (第二十六条の四関係)

(略)

(略)

(略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第九条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（略）</p>	<p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）</p>	<p>（略）</p>	<p>第十条第三項、第十一条第一項、第四十三条第二項及び第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>
<p>（略）</p>	<p>健康増進法（平成十四年法律第百三号）</p>	<p>（略）</p>	<p>第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務</p>

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
（略）			
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機 関の登録	登録件数	一件につき き十五万 円	
健康増進法（平成十四年法律第百三号） <u>第四十三</u> 条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）			
（略）			
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>			
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	
（略）			
七十三 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機 関の登録	登録件数	一件につき き十五万 円	
健康増進法（平成十四年法律第百三号） <u>第二十六</u> 条第三項（登録試験機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）			
（略）			

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十一条関係）

【公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（健康診査等指針との調和）</p> <p>第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。</p>	<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、労働者の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（健康診査等指針との調和）</p> <p>第七十条の三 第六十六条第一項の厚生労働省令、第六十六条の五第二項の指針、第六十六条の六の厚生労働省令及び前条第一項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九條第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。</p>

○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（附則第十二条関係）

【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十八条第三号</u>に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（受動喫煙の防止）</p> <p>第六十八条の二 事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十五条の四第三号</u>に規定する受動喫煙をいう。第七十一条第一項において同じ。）を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康増進法第四十三条第三項（同法第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第四十三条第一項の規定による許可又は同法第六十三条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>三 健康増進法第六十一条第五項（同法第六十三条第二項及び第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>四（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十五条（略）</p> <p>2 研究所は、前項の業務のほか、次の業務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 健康増進法第二十六条第三項（同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第二十六条第一項の規定による許可又は同法第二十九条第一項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。</p> <p>三 健康増進法第二十七条第五項（同法第二十九条第二項及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。</p> <p>四（略）</p>

○ 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）（抄）（附則第十四条関係）
 【平成三十二年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第四十三</u>条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 消費者庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第六条第二項に規定する事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一 十九 （略）</p> <p>二十 健康増進法（平成十四年法律第百三号）<u>第二十六</u>条第一項に規定する特別用途表示及び同法第三十一条第一項に規定する表示に関すること。</p> <p>二十一 二十六 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>